三　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十一条第二項、第二十条第二項（同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十三条第五項
四　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第四項及び第十三条
五　林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三十一条
六　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）
七　景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項
八　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十六条、第百十五条から第百十七条まで及び第百十八条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）
九　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第一項第六号（同令別表の七十三の項に係る部分に限る。）及び第二項、第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第四項並びに第十九条第二項
十　景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二条第二号（同令第二十四条において準用する場合を含む。）

2　前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

土地収用法第二十一条第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）	行政機関若しくはその地方支分部局の長	国立研究開発法人森林研究・整備機構
土地収用法第二十一条第二項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）	行政機関又はその地方支分部局の長	国立研究開発法人森林研究・整備機構
土地収用法第百二十二条第一項ただし書（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）	当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長	国立研究開発法人森林研究・整備機構
不動産登記令第七条第二項	命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員	国立研究開発法人森林研究・整備機構の理事長が指定し、その旨を官報により公告した国立研究開発法人森林研究・整備機構の役員又は職員

第十五条　機構が行う法第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関しては、勅令及び政令以外の命令であって農林水産省令で定めるものについては、農林水産省令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。

附則第二項の見出し中「研究所債券」を「機構債券」に改め、同項中「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に、「研究所債券」を「機構債券」に改め、「発行した」と」の下に「「機構債券（法第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る長期借入金又は機構債券にあっては、前号に掲げる長期借入金又は機構債券の償還に充てるためにし、又は発行した長期借入金又は機構債券に限る。）」とあるのは「機構債券」と」を加える。

（国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令の一部改正）

第七条　国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令

第一条中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」に、「国立研究開発法人森林総合研究所」と、「及び緑資源債券」とあるのは「並びに森林総合研究所債券及び緑資源債券」と、「係る緑資源債券」とあるのは「係る森林総合研究所債券及び緑資源債券」を「、国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

第二条を削る。

第三条（見出しを含む。）中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法附則第八条第一項に規定する業務についての機構法施行令の規定の読替え）

第三条　法附則第八条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合における国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令（平成二十七年政令第四十三号。以下「機構法施行令」という。）第一条第一項第二号の規定の適用については、同号中「附帯する業務」とあるのは、「附帯する業務並びに法附則第八条第一項の規定による業務」とする。

第四条を削る。

第五条の見出し中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、同条中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に、「研究所が」を「機構が」に改め、「「機構」とあるのは「研究所」と、」を削り、「森林総合研究所債券」を「森林研究・整備機構債券」に改め、「（以下「機構」を削り、「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改め、「（以下「研究所」」を削り、同条を第四条とする。

第六条の見出し中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、同条中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に、「研究所が」を「機構が」に改め、「（以下「機構」」を削り、「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第九条第三項」を「附則第八条第三項」に改め、「、同表第二十条の項及び第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条及び第二十九条第一項の項中「機構」とあるのは「研究所」と」を削り、同条を第五条とする。

第七条の見出し中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、同条中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に、「研究所が」を「機構が」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第九条第三項」を「附則第八条第三項」に改め、同条を第六条とする。

第八条（見出しを含む。）中「附則第十一条第一項」を「附則第十条第一項」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法附則第十条第一項に規定する業務についての機構法施行令の規定の読替え）

第八条　法附則第十条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合における機構法施行令第一条第一項第二号の規定の適用については、同号中「附帯する業務」とあるのは、「附帯する業務並びに法附則第十条第一項の規定による業務」とする。

第九条を削る。

第十条の見出し中「附則第十一条第一項」を「附則第十条第一項」に改め、同条中「附則第十一条第三項」を「附則第十条第三項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条の見出し中「附則第十一条第一項」を「附則第十条第一項」に改め、同条中「附則第十一条第一項」を「附則第十条第一項」に、「研究所が」を「機構が」に、「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、「研究所」を「機構」に、「森林総合研究所債券」を「森林研究・整備機構債券」に改め、同条を第十条とする。